

増頭推進事業補助金交付要綱(平成27年4月1日告示第36号の3)

最終改正:令和2年7月17日告示第25号

改正内容:令和2年7月17日告示第25号[令和2年8月1日]

○増頭推進事業補助金交付要綱

平成27年4月1日告示第36号の3

改正

平成30年3月27日告示第18号の4

令和2年7月17日告示第25号

増頭推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 肉用牛の増頭及び優良素牛への更新を促進し、肉用牛経営の規模拡大と安定を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 町内に住所を有する者

(2) 町税等の滞納がない者

(補助範囲)

第3条 市場にて肉用牛を購入する場合は1頭につき10万円以内とする。ただし、1戸につき上限3頭までとする。

2 購入や自家保留を行い増頭した場合は1頭あたり2万円以内とする。ただし、1戸につき上限5頭とし、1月末時点で前年より増頭した飼養農家のみとする。

3 新規参入及び新規就農者の場合は1頭につき5万とする。ただし、1戸につき上限2頭までとする。

4 発育のよい優良雌牛を自家保留した場合、1頭あたり1万円以内とする。ただし、1戸につき上限20頭までとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付申請は、増頭推進事業補助金交付申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)を提出しなければならない。ただし、事業推進に必要な関係書類を添付するものとする。

(交付決定)

第5条 交付決定の通知は、増頭推進事業補助金交付決定通知書(別記第2号様式。以下「通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条の規定による通知を受けた者は、請求書(別記第3号様式)に通知書の写しを添付し補助金を請求するものとする。

(補助金の返還等)

第7条 補助金の交付対象者が次の号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定書を取り消し、又は既に交付した補助金の全額の返還を命ずることができる。

(1) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付をうけたとき。

(2) 前各号に掲げる外、この要綱の規定に違反したとき。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月27日告示第18号の4)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年7月17日告示第25号)

この告示は、令和2年8月1日から施行する。